

意匠分類記号	意匠分類の名称
D6 - 10	つり下げ型整理用具

対応する旧意匠分類		移行方法...全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号		分類の名称 または 移行した物品
D1 - 10	全	つり下げ型整理用具
D1 - 110	全	ハンガー型つり下げ具
D1 - 113	全	履物つり下げ具
D1 - 12	全	つりかご
D1 - 21E	全	壁取付一点支持型掛け具(簡易着脱可能フック型)

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
C3 - 722 ~ 79	物干し器等
D6 - 5030	衣類掛け台等
F5 - 2102	商品陳列用具(吊り下げ型)
K3 - 15690	植木鉢部品及び付属品

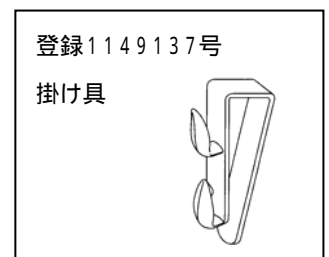
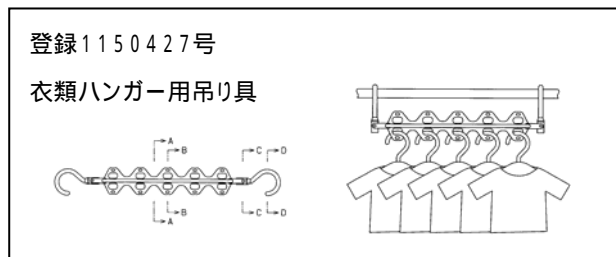
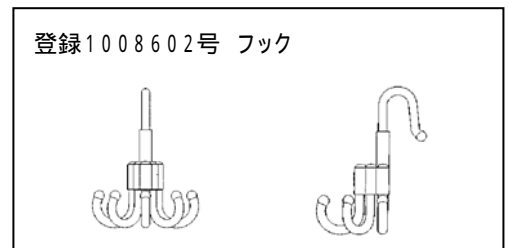
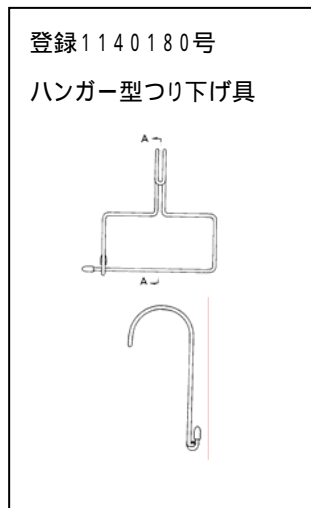
再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
つりかご	履物つり下げ具	ハンガーボード用フック

定義

・種々のものの整理・保管を吊り下げて行うつり下げ具であって、吊り下げ具自体が天井、壁、バー等から吊り下がる形式、若しくは、ハンガーボード、長押等に簡易的に取り付けて使用する形式のものの内、直接衣類をつり下げる衣類用ハンガー以外のもの。

・腰掛け・いす等に取り付ける衣類用以外のつり下げ具、履物を吊り下げるものを含む。



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

- ・つり下げ棚(D6 - 53)を除く。天井に固定する形式のものは除く。棚受けは含まない。
- ・腰掛け・いす等に取り付ける衣類用以外のつり下げ具は本分類に分類する。
- ・額縁を吊すものであっても壁に取り付けられるもの又は壁と額縁の間にワイヤーを介して吊すタイプのものは汎用品と形状の差異がないので本分類に分類するが、額縁に直接取り付けられるタイプのものは、C2 - 29に分類する。
- ・主に植木鉢等を壁や天井等から吊すためのものは、K3 - 15690(植木鉢部品及び付属品)。



K3 - 15690

登録1102621

植木鉢吊り下げ具

分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称

収納袋ホルダー